

(様式3)

「入札参加者に必要な資格」を証明する書類について

(商号又は名称)

※「適否」欄は、資格内容に該当する場合は○を、該当しない場合は×を記載すること。

	必要な資格	適否
1	物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和6年富山県告示第165号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。	
2	富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。 ◆物品等競争入札参加資格者決定通知書の写しを添付すること。	
3	優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されている者であること。 ◆認定書の写し等を添付すること。	
4	富山県内に事務所を置く者であること。 ◆事務所の名称、所在地及び電話番号を明記した書類を添付すること。	
5	官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月以上にわたり相当量完了した実績を有していること。 ◆契約の相手方、契約期間、契約金額及び業務内容が分かる書類（契約書の写し等）を添付すること。	
6	健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出がなされていること ◆社会保険等の加入を確認できる書類を添付すること。	
7	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。 ◆許可証の写し等を添付すること。	